

**営業時間短縮要請協力金（飲食店・第6弾）に係る申請受付を
3月7日（月）から開始します**

「まん延防止等重点措置」の適用延長に伴い、令和4年2月14日から3月6日までの間、県からの営業時間短縮要請等に協力いただいた飲食店等の皆様に対する協力金の申請受付を3月7日（月）から開始します。

1 申請受付期間

令和4年3月7日（月）～4月22日（金）

2 申請方法等

(1) オンライン（3月7日（月）午後1時受付開始）

- ・ポータルサイト（https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00043.html）から申し込み

（県HP）



(2) 郵送（4月22日（金）消印有効）

- ・簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で、以下申請先へ郵送（申請先）
〒371-0847
前橋市大友町3-24-1 ホテル123前橋マーキュリー
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 事務局」あて

(3) 申請書配布期間・配布場所

- ・配布期間：令和4年3月3日（木）～4月22日（金）
- ・配布場所：行政県税事務所、市役所・町村役場、商工会議所・商工会

3 相談窓口（電話対応のみ）

名称：群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金コールセンター
受付時間：午前9時から午後5時まで（平日・土日祝日）
電話：0120-922-417